

(介護予防) 訪問看護
重要事項説明書
(2024年6月1日版)

社会福祉法人やすらぎ福祉会
訪問看護ステーションあて
サテライト訪問看護ステーションあい

【法人の概略】

(1) 法人名	社会福祉法人 やすらぎ福祉会
(2) 法人所在地	石川県金沢市上荒屋1丁目39番地
(3) 電話番号	076-269-0808 (代表)
FAX	076-269-2004
(4) 代表者氏名	理事長 吉池 外志子
(5) 沿革	1992年 9月 法人認可
	1993年 7月 特別養護老人ホームやすらぎホーム開設
	同 8月 老人デイサービスセンターやすらぎ開設
	1996年 7月 訪問入浴事業開始
	配食サービス事業開始
	訪問看護ステーションあて開設
	1999年 4月 やすらぎホーム増床 (定員50から100に)
	認知症対応型デイサービス開始
	訪問介護ヘルパーステーションやすらぎ開設
	お年寄り介護相談センター開設
	訪問看護ステーションあい開設
	同 10月 居宅介護支援事業所やすらぎ開設
	居宅介護支援事業所あて開設
	2005年11月 小規模通所介護事業所おしのハウス開設
	2006年 4月 お年寄り地域福祉支援センターかみあらや開設
	同 5月 訪問入浴事業廃止
	2008年10月 なんぶやすらぎホーム開設
	2011年 7月 認知症対応型デイサービス休止
	2019年 3月 居宅介護支援事業所あて廃止

【訪問看護】

1) 事業の種類	訪問看護
2) 名称・住所・電話	訪問看護ステーションあて 金沢市大豆田本町甲 278 清和ビル2F 076-264-9900 サテライト訪問看護ステーションあい 金沢市上荒屋1-39 076-269-0581
3) 責任者	所長 林 美和子
4) 開設日	1996年7月1日
5) 介護保険事業所指定番号	1760190122
6) 同 指定日	2007年12月10日

7) 事業の目的

訪問看護ステーションあて及びサテライト訪問看護ステーションあい（以下、事業者）は、訪問看護事業を行う事業所として、介護保険制度において要介護又は要支援認定された利用者の生活の質の確保に資する見地から、利用者の家庭における療養生活およびその心身の機能の維持回復を支援する。

8) 運営の方針

事業者は、介護保険法、老人保健法の基本理念並びに健康保険法の規定による療養が具現化されるように配慮するとともに、市町村及び地域との結びつきを重視し、他の保健、医療又は福祉サービスとの密接な連携をとりながら、利用者の健康が増進されるよう努めるものとする。

9) 通常の事業の実施範囲

金沢市、白山市（旧松任地域）、野々市市

10) 営業日 営業時間

月曜から金曜 午前9時から午後5時

土曜、日曜、祝日、年末年始（12月30日～翌年1月3日）、8月15日は休み

但し、時間外でも対応できますので、ご相談ください。

11) 職員の体制

看護師 8名以上

12) サービスの概要

①看護 ②機能訓練 ③身体介護 ④その他必要なサービス

13) 利用料金の概要

・利用料金表参照

14) 利用料の支払

利用料金は、事業者が1ヶ月ごとに計算し、契約者に請求します。契約者はこれを翌月末までに、以下のいずれかの方法で支払うものとします。

- ・契約者の指定する口座からの自動引き落とし（手数料は事業者が負担します）
- ・事業者の指定する口座への振込み（手数料は契約者のご負担となります）
- ・事業者の窓口での支払い（受付時間 平日の9時から17時）

15) 秘密保持

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をすることがあります。

16) 緊急時の対応

- 1 保健師及び看護師は、現に訪問看護を行っているときに、利用者に病状の急変等が生じた場合には、速やかにご家族、主治医へ連絡をして指示を仰ぐことを原則とします。もし、主治医が対応できない場合には、事業者が連携している医療機関が対応するものとします。
- 2 訪問看護員は、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告します。

17) 事故発生時の対応

- 1 事業所は、利用者に対する指定訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者の係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。
- 2 事業所は、前項の事故の状況や事故に際してとった処置について記録します。
- 3 事業所は、利用者に対する指定訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

18) 看護等の記録と開示

- ・事業者は、看護等に関する記録を作成し、契約終了後5年間保存します。
- ・利用者は、当該利用者に関する記録を閲覧できます。

1 9) 苦情の受付について

(1) 当事業所に対する苦情やご相談は、以下の苦情受け付け担当者がお伺いいたします。

職種	氏名	常駐場所	電話
看護師	林 美和子	訪問看護ステーションあて事務所	076-264-9900

※受付時間は 月曜から金曜 午前9時から午後5時

(2) 行政機関その他苦情受付機関（時間はいずれも月曜から金曜の9時から17時）

金沢市介護保険課	所在地 金沢市広坂1-1-1 電話番号 076-220-2264 FAX 076-220-2559
石川県国民健康保険団体連合会	所在地 金沢市幸町12-1 電話番号 076-231-1110 FAX 076-261-5190
石川県福祉サービス運営適正化委員会 (石川県社会福祉協議会内)	所在地 金沢市本多町3-1-10 電話番号 076-234-2556 FAX 076-234-2558

(3) 苦情解決責任者 やすらぎホーム施設長 山下 明美

(4) 第三者委員

氏名	職業
高橋 勝二	地域住民
中川 早苗	地域住民
松本 よし美	地域住民

2 0) 虐待の防止について

当事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のために、以下の対策を講じます

①虐待防止責任者を選任しています。

虐待防止責任者	林 美和子
---------	-------

②虐待防止のための委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底しています。

③従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上及び虐待防止のための研修を定期的実施しています。

④サービスの提供中に、要介護施設従事者又は養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

⑤虐待防止のための指針を整備しています。

2 1) 身体拘束廃止の取り組みについて

利用者又はその他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為はいたしません。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その旨を本人またはご家族に説明しその同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況及び理由を記録します。

2 2) ハラスメント対策について

サービス利用中に、利用者又はご家族によるハラスメント行為（身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント）があった場合は、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

2 3) 自己評価及び第三者評価について

当事業所では、サービスの質の向上のため、自己チェックリストによる自己評価及び内部監査を実施しています。第三者評価は実施していません。